

平成27年第1回三笠市議会臨時会

平成27年5月14日

○議事次第

- 1 臨時議長就任及び挨拶
 - 2 開会宣告
 - 3 仮議席の指定
 - 4 選挙
 - 5 議席の指定
 - 6 会議録署名議員の指名
 - 1番 折笠弘忠氏
 - 2番 只野勝利氏
 - 7 会期の決定
平成27年5月14日 1日間
 - 8 議事
 - 9 閉会宣告
-

○議事日程 (No. 1)

- 日程第1 議長選挙について
-

○議事日程 (No. 2)

- 日程第1 副議長選挙について
- 日程第2 議案第28号 三笠市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議会運営委員会委員の選任について
-

○議事日程 (No. 3)

- 日程第4 議席の指定について
- 日程第5 会議録署名議員の指名について
- 日程第6 会期の決定について
- 日程第7 常任委員会委員の選任について
- 日程第8 桂沢水道企業団議会議員の選挙について
- 日程第9 南空知ふるさと市町村圏組合議会議員の選挙について
- 日程第10 空知教育センター組合議会議員の選挙について
- 日程第11 三笠市農業委員会委員の推薦について
- 日程第12 諸般報告（一般行政報告・教育行政報告・選挙管理委員会行政報告）
- 日程第13 報告第5号及び報告第6号について

- 日程第14 議案第29号 三笠市副市長の選任について
 日程第15 議案第30号 三笠市教育委員会教育長の任命について
 日程第16 議案第31号 三笠市教育委員会委員の任命について
 日程第17 議案第32号 三笠市監査委員の選任について
 日程第18 議案第33号 三笠市公平委員会委員の選任について
 日程第19 議案第34号 議会運営委員会所管事項調査について
-

○出席議員（10名）

議長	10番	谷津邦夫氏	副議長	8番	儀惣淳一氏
	1番	折笠弘忠氏		2番	只野勝利氏
	3番	畠山宰氏		4番	澤田益治氏
	5番	谷内純哉氏		6番	武田悌一氏
	7番	齊藤且氏		9番	丸山修一氏

○欠席議員（0名）

○説明員

市長	西城賢策氏	総務福祉部長兼 総務課長事務取扱	右田敏氏
選管委員長	枝廣榮美氏	財務課長	中原保氏
納税課長	池田真志氏	市民生活課長	金子満氏
企画経済部長兼 建設課長事務取扱	中沢敏男氏	企画振興課長	小田弘幸氏
教育委員長	折笠真仁氏	教育長	北山一幸氏
学校教育課長	高森裕司氏	病院事務局長	澤上弘一氏
消防長	永田徹氏	監査委員	森原裕氏
監査委員事務局長	鈴木信之氏		

○出席事務局職員

議会事務局長	清水光一氏	議会係長	坂保徳氏
--------	-------	------	------

◎臨時議長就任及び挨拶

◎議会事務局長（清水光一氏） 事務局よりお知らせいたします。

この臨時会は、一般選挙後初めての議会であり、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員の中で、谷津議員が年長議員でございますので、谷津議員に臨時議長をお願いすることにいたします。

谷津議長、議長席をお願いいたします。

（年長議員谷津邦夫氏 議長席に着く）

◎臨時議長（谷津邦夫氏） ただいま御紹介いただきました谷津でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。

どうぞよろしくお願いたします。

◎開 会 宣 告

◎臨時議長（谷津邦夫氏） ただいまから、平成27年第1回三笠市議会臨時会を開会します。

◎開 議 宣 告

◎臨時議長（谷津邦夫氏） これより、本日の会議を開きます。

◎仮議席の指定について

◎臨時議長（谷津邦夫氏） この際、議事の都合上、仮議席を指定します。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

◎日程第1 議長選挙について

◎臨時議長（谷津邦夫氏） 日程の1 議長選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

◎臨時議長（谷津邦夫氏） ただいまの出席議員は10名です。

投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

◎臨時議長（谷津邦夫氏） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

◎臨時議長（谷津邦夫氏） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

◎臨時議長（谷津邦夫氏） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

なお、法定得票数に達しない場合は、繰り返し選挙を行うこととなります。また、上位得票が同数の場合は、くじで決めることになっています。その場合には改めて説明いたします。

投票記載所は議場内です。後方のほうであります。

点呼を命じます。

(投 票)

◎議会係長（坂 保徳氏） 仮議席の順番に2名ずつお名前を読み上げますので、記載所で記載いただき、投票箱に投票していただきたいと思っております。

1 番折笠議員、2 番只野議員。

3 番畠山議員、4 番澤田議員。

5 番谷内議員、6 番武田議員。

7 番齊藤議員、8 番儀惣議員。

9 番丸山議員、10 番谷津議員。

◎臨時議長（谷津邦夫氏） 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

◎臨時議長（谷津邦夫氏） 投票漏れなしと認め、投票を終了します。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

◎臨時議長（谷津邦夫氏） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に折笠議員、只野議員、畠山議員を指名します。

ただいま指名した立会人の立ち会いをお願いします。

(開 票)

◎臨時議長（谷津邦夫氏） 選挙の結果を報告します。

投票総数10票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち有効投票数

10票、無効投票なし。

有効投票中、谷津議員6票、武田議員4票。以上の結果、谷津議員が当選者となりました。

したがって、私、谷津が議長に当選しました。

(議長谷津邦夫氏 登壇)

◎議長(谷津邦夫氏) 議長に就任に当たりまして、一言御礼の御挨拶を申し上げさせていただきます。

因らざるも、このたびの市議会議長選挙に立候補させていただきました。議会基本条例に基づきまして所信表明をいたし、きょう、選挙という中で、私、谷津邦夫を指名いただきましたことは、厚く御礼を申し上げますとともに、責任の重大さを改めて感じているところでございます。

ことしは、地方自治法が昭和22年に制定されて、ことしで68年目を迎え、その中では、行政は首長が、立法の私たちは、議員は、それぞれ選挙という中で公選され、私たちは、市民に訴えた公約というものを十分にまちづくりの中に活かしていく、その大きな役目を持っているところでございます。

これからの三笠のまちづくりの将来を考えると、多くの課題とそして多くの財産を活かし、市民の負託に応えていかなければなりません。

私たち10名の議員は、行政は政策立案、そして財政の裏づけをもって議会の場に議案として提案されてきます。私たち10名は、その内容を十分審議し、そして市民にとって、どんなまちづくりの施策がいいのか十分に判断をして、行政と一緒に市民の声に応えていかなければなりません。

ただ私たちは、今回、無投票当選でございます。そういう意味では、もっともっと市民の声を聞くために、議会基本条例をもとにしながら地域に入り込み、多くの皆さんの声というものを吸収していかなければならないと思っています。

これからの三笠のまちづくり、9,300台になりましたけども、その多くの皆さんの声を聞きながら、この三笠のまちがきりりとするまちづくりに、ともに頑張ってまいりたいというふうに思っています。

どうか、今後とも変わらざる、この議会運営に対する御支援をいただきますよう、心からお願いを申し上げ、大変、意を尽くしておりませんが、一言、就任の御挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。(拍手)

(議長谷津邦夫氏 議長席に着く)

◎議長(谷津邦夫氏) それでは、臨時議長の職務から議長の職務に変わります。

◎日程第1 副議長選挙について

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の1 副議長選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

◎議長（谷津邦夫氏） ただいまの出席議員数は10名です。

投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

◎議長（谷津邦夫氏） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

◎議長（谷津邦夫氏） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

なお、法定得票数に達しない場合は、繰り返し選挙を行うこととなります。また、上位得票が同数の場合は、くじで決めることになっております。その場合には改めて説明いたします。

投票記載所は議場内、後方です。

点呼を命じます。

（投票）

◎議会係長（坂 保徳氏） 先ほどと同様に仮議席の順番に2名ずつお名前を読み上げますので、記載所で記載していただき、投票箱に投票していただきたいと思います。

1 番折笠議員、2 番只野議員。

3 番畠山議員、4 番澤田議員。

5 番谷内議員、6 番武田議員。

7 番齊藤議員、8 番儀惣議員。

9 番丸山議員、10 番谷津議員。

◎議長（谷津邦夫氏） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 投票漏れなしと認め、投票を終了します。

議場の出入り口を開きます。

（議場開鎖）

◎議長（谷津邦夫氏） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に折笠議員、只野議員、畠山議員を指名します。

ただいま指名した立会人の立ち会いをお願いします。

(開 票)

◎議長（谷津邦夫氏） 選挙の結果を報告します。

投票総数10票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち有効投票10票、無効投票なし。

有効投票中、儀惣議員5票、武田議員3票、齊藤議員2票。以上の結果、儀惣議員が当選となりました。

したがって、儀惣議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました儀惣議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

副議長当選の承諾並びに御挨拶をお願いいたします。

◎副議長（儀惣淳一氏） ただいま推挙、御推薦いただきました。

◎議長（谷津邦夫氏） 儀惣議員、登壇して御挨拶をお願いいたします。

(副議長儀惣淳一氏 登壇)

◎副議長（儀惣淳一氏） ただいま御推薦、御推挙いただきまして当選させていただきました儀惣でございます。

先ほど来、議長のお話にもありましたように、私の務めは議長の補佐、そして何よりも、議長とともに市民の負託にお応えするのが一番の仕事だと思っております。

まだまだ未熟ではございますが、議長を助けることを第一として、議会運営、携わっていきたいと思います。

簡単ではございますが、どうぞよろしく願い申し上げます。(拍手)

◎日程第2 議案第28号 三笠市議会委員会条例の一部を 改正する条例の制定について

◎議長（谷津邦夫氏） 続いて、日程の2 議案第28号三笠市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

お諮りします。

本案については、澤田議員ほか1名からの共同提案にかかわるものであり、文書記載のとおりでありますので、提案説明、質疑及び討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

本案については、提案説明、質疑及び討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

議案第28号について、原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第28号三笠市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については、原案どおり可決されました。

この際、議員協議会開催のため暫時休憩します。

休憩 午前11時07分

再開 午後1時00分

◎議長(谷津邦夫氏) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第3 議会運営委員会委員の選任について

◎議長(谷津邦夫氏) 日程の3 議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。
お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条の規定により、資料御配付のとおり、8人の議員を指名したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

ただいま指名しました8人の議員を議会運営委員会委員に選任することに決定しました。
この際、議会運営委員会開催のため暫時休憩します。午後1時15分から再開いたします。

休憩 午後1時01分

再開 午後1時15分

◎議長(谷津邦夫氏) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど開催されました議会運営委員会において、正副委員長互選の結果、委員長に丸山議員、副委員長に只野議員が選任されましたので報告します。

◎日程第4 議席の指定について

◎議長(谷津邦夫氏) 続いて、日程の4 議席の指定についてを議題とします。

議席は会議規則第4条第1項の規定により、議長が指定します。

議員の氏名とその議席番号を別紙に御配付のとおり指定します。紙をとってください。

◎日程第5 会議録署名議員の指名について

◎議長(谷津邦夫氏) 日程の5 会議録署名議員の指名についてを議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、1番折笠議員及び2番只野議員を指名します。

◎日程第6 会期の決定について

◎議長（谷津邦夫氏） 続いて、日程の6 会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。
今臨時会の会期は、5月14日の1日間としたいと思います。御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。
会期は、1日間と決定しました。

◎日程第7 常任委員会委員の選任について

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の7 総合常任委員会委員の選任についてを議題とします。
お諮りします。
総合常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条の規定により、資料御配付のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。
ただいま指名しました議員を総合常任委員会委員に選任することに決定しました。
この際、総合常任委員会開催のため暫時休憩し、午後1時30分から会議を再開します。

休憩	午後	1時18分
再開	午後	1時30分

◎議長（谷津邦夫氏） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
先ほど開催されました総合常任委員会で、正副委員長の互選の結果を、委員長から報告がありましたので報告します。
総合常任委員会委員長、谷内議員、副委員長、折笠議員。
以上のとおりです。

◎日程第8 桂沢水道企業団議会議員の選挙について

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の8 桂沢水道企業団議会議員の選挙についてを議題とします。
お諮りします。
選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

御異議なしと認め、議長が指名することに決定しました。

桂沢水道企業団議会議員に、武田議員、澤田議員、以上2人を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました2人を桂沢水道企業団議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

ただいま指名しました2人が桂沢水道企業団議会議員に当選されました。

ただいま桂沢水道企業団議会議員に当選されました武田議員、澤田議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知します。

◎日程第9 南空知ふるさと市町村圏組合議会議員の選挙について

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の9 南空知ふるさと市町村圏組合議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

議長が指名することに決定しました。

南空知ふるさと市町村圏組合議会議員に、谷津議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました谷津議員が南空知ふるさと市町村圏組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

ただいま指名しました谷津議員が南空知ふるさと市町村圏組合議会議員に当選されました。

当選人に対しましては、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知します。

◎日程第10 空知教育センター組合議会議員の選挙について

◎議長(谷津邦夫氏) 続いて、日程の10 空知教育センター組合議会議員の選挙についてを議題とします。

本組合議会議員の定数は、同組合同規約第6条第1項の規定により、市長または市議会議員の中から1名となっております。

また、議員の選出方法は、同組合同規約第6条第2項の規定により、市長と市議会の協議により市長または議会議員のうちから議会で選挙された者をもって充てることになっております。

この場合、市長より議会議員の中から選出されるよう申し出がされております。議員の中から1人選出します。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議長が指名することに決定しました。

空知教育センター組合議会議員に、畠山議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました畠山議員を空知教育センター組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

ただいま指名しました畠山議員が空知教育センター組合議会議員に当選されました。

当選人に対しましては、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知します。

◎日程第 1 1 三笠市農業委員会委員の推薦について

◎議長（谷津邦夫氏） 続いて、日程の 1 1 三笠市農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

お諮りします。

議会推薦の農業委員は、別紙御配付のとおり、2 人を推薦したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

よって、別紙御配付のとおり、2 人を三笠市農業委員会委員に推薦することに決定しました。

◎日程第 1 2 諸 般 報 告

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の 1 2 諸般報告に入ります。

初めに、一般行政報告を行います。

市長から報告を求めます。

市長、登壇願います。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 行政報告を申し上げます。

最初に、報告第 1 号人事発令についてであります。配付の資料に記載してございますように、3 月 3 1 日付の退職、それから 4 月 1 日付の採用をそれぞれ行っておりますので記載してございます。加えて、人事異動に伴う配置も記載してございます。御承知おき願いたいと思います。よろしく願いいたします。

報告第 2 号火災発生についてということでございます。4 月の 2 6 日午前 5 時 3 5 分ということで通報がございまして、発生地は唐松の 2 丁目ということでございます。専用住宅が 2 戸焼失したということで報告を受けてございます。罹災世帯につきましては記載のとおりでございますが、7 番にございますように、残念なことに火元の 1 名がお亡くなりになられたということでございました。大変、残念なことでございました。5 番、6 番に記載してございますように、出火原因、損害額につきましては現在調査中ということでございます。よろしく願い申し上げます。

以上でございます。

◎議長（谷津邦夫氏） これより、一般行政報告に対する質問に入ります。

初めに、報告第 1 号総務福祉部関係について。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 最後に、報告第 2 号消防本部関係について。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 質問ないようですから、一般行政報告については、報告済みとします。

次に、教育行政報告を行います。

教育長から報告を求めます。

教育長、登壇願います。

(教育長北山一幸氏 登壇)

◎教育長(北山一幸氏) 教育行政報告を申し上げます。

報告第1号平成26年度市内中学校卒業生の進路状況についてであります。卒業生は47名であり、全員の進路が決定しております。学校別の進路状況については、別表のとおりでありますので御参照いただきたいと思います。

次に、報告第2号平成27年度市立三笠高等学校合格者の状況についてであります。推薦選抜及び一般選抜を実施し、合格者は40名となっております。合格者の出身地域については、資料のとおりでありますので御参照いただきたいと思います。

以上、教育行政報告といたします。

◎議長(谷津邦夫氏) これより、教育行政報告に対する質問に入ります。

初めに、報告第1号教育委員会事務局関係について。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 最後に、報告第2号三笠高等学校関係について。丸山議員。

◎9番(丸山修一氏) この場をかりて1点だけお聞きしたいのですけれども、三笠高校に、ことし道外から受験者がいたというふうに聞いておりますけれども、個人情報になるかと思っておりますけれども、この方は受かった、どうだったのか、もし、よろしかったら結果だけ教えてください。

◎教育長(北山一幸氏) 結果につきましては、選抜から、今回は残念ながらなかったということでございます。

以上でございます。

◎9番(丸山修一氏) わかりました。

◎議長(谷津邦夫氏) ほかに質問ないようですから、教育行政報告については、報告済みとします。

最後に、選挙管理委員会行政報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質問を受けます。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 質問ないようですから、選挙管理委員会行政報告については、報告済みとします。

以上をもちまして、諸般報告を終わります。

◎日程第 1 3 報告第 5 号及び報告第 6 号について

◎議長（谷津邦夫氏） 続いて、日程の 1 3 報告第 5 号及び報告第 6 号についてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 報告第 5 号三笠市税条例等の一部を改正する条例の専決処分及び報告第 6 号三笠市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分について、一括して報告申し上げます。

最初に、報告第 5 号三笠市税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてであります。今回の専決処分は、平成 2 7 年 3 月 3 1 日付で地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、必要な措置を行ったものであります。

今回の改正は、個人住民税等に関して必要な改正を行うものであります。平成 2 6 年第 3 回定例会において制定されました三笠市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の中で、未施行部分についてもさらに改正が生じたことから、現行条例と合わせて改正するほか、番号法制度の導入に伴う市税全般の規定の整備を行うものであります。

初めに、市税全般における番号法改正に伴う規定の整備であります。各税における個人・法人に関する規定の整備を行うものであります。

次に、個人住民税における住宅ローン制度の適用期限の延長ですが、これは消費税率の引き上げ時期が変更されたことを受け、所得税における住宅ローン減税制度の適用期限について延長されたこととあわせ改正するものであります。

次に、寄附金控除の改正であります。これまでのふるさと納税の実績を踏まえ、制度の積極的な活用により、地域に対する関心や愛着を深め、交流人口拡大等のきっかけとして、地域活性化や人口減少対策に資する効果も期待されることから、控除額の上限の引き上げや手続の簡素化など、制度の拡充について改正するものであります。

次に、軽自動車税における改正であります。まず、減免の申請期限の改定については、各自治体の実情に応じて規定することができることとなったことから、納税者の利便性を考慮し、改定するものであります。

また、軽自動車以外の原動機付自転車等に係る税率の引き上げ時期について、施行期日を見直し、その適用開始時期を 1 年延長して、平成 2 8 年度以後の軽自動車税について適用するものであります。

加えて、平成 2 7 年度に新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例の導入を行うものであります。

4 月 1 日から賦課に適用する必要があったため、3 月 3 1 日に専決処分を行ったものであります。

次に、報告第6号三笠市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分についてありますが、今回の専決処分は、平成27年4月1日付で国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、必要な措置を行ったものであります。

改正の内容は、国民健康保険世帯において、5割軽減対象世帯の基準となっている被保険者数に乗ずる金額「24万5,000円」を「26万円」に、2割軽減対象世帯の基準となっている被保険者数に乗ずる金額「45万円」を「47万円」に、それぞれ引き上げるものであります。

また、国民健康保険法の一部を改正する法律の施行に伴い、財政基盤強化策の恒久化に関連して、附則に規定していた基礎賦課総額の特例を削り、本則において規定するとともに、その他必要な文言整理を行うものであります。

4月1日から賦課に適用する必要があったため、3月31日に専決処分を行ったものであります。

いずれも、本来であれば、議会提案すべきところではありますが、その機会がないとの判断から、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行ったものであります。

以上、報告第5号及び報告第6号を一括して報告といたしますので、御承認くださいますようお願いを申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） これより、報告第5号及び報告第6号について、一括して質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

これより討論、採決に入ります。

初めに、報告第5号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

報告第5号について、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

報告第5号三笠市税条例等の一部を改正する条例の専決処分については、承認することに決定しました。

最後に、報告第6号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

報告第6号について、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

報告第6号三笠市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分については、承認することに決定しました。

◎日程第14 議案第29号 三笠市副市長の選任について

◎議長（谷津邦夫氏） 続いて、日程の14 議案第29号三笠市副市長の選任についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 議案第29号三笠市副市長の選任について、提案説明申し上げます。

三笠市副市長でありました私、西城賢策の平成27年3月17日付の辞任に伴い、副市長に北山一幸氏を選任するため、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めらるるものであります。

同氏の略歴につきましては、記載のとおりであり、三笠市副市長として適任と考えますので、御同意くださいますようお願いを申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） これより、質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

お諮りします。

本案については、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

本案について、同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

議案第29号三笠市副市長の選任については、同意することに決定しました。

この際、しばらく会議を休憩いたします。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 1時53分

◎議長（谷津邦夫氏） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第15 議案第30号 三笠市教育委員会教育長の任命について

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の15 議案第30号三笠市教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 議案第30号三笠市教育委員会教育長の任命について、提案説明申し上げます。

三笠市教育委員会教育長北山一幸氏から、平成27年5月14日付の辞任の届け出があったことから、その後任者として新たに永田徹氏を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同氏の略歴につきましては、記載のとおりであり、三笠市教育委員会教育長として適任と考えますので、御同意くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） これより、質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

お諮りします。

本案について、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

本案については、同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

議案第30号三笠市教育委員会教育長の任命については、同意することに決定しました。

この際、しばらく会議を休憩します。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 1時57分

◎議長（谷津邦夫氏） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第16 議案第31号 三笠市教育委員会委員の任命について

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の16 議案第31号三笠市教育委員会委員の任命についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。

(市長西城賢策氏 登壇)

◎市長(西城賢策氏) 議案第31号三笠市教育委員会委員の任命について、提案説明申し上げます。

三笠市教育委員会委員清水隆徳氏から、平成27年4月8日付の辞任の届け出があったことから、その後任者として新たに杉山文夫氏を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同氏の略歴につきましては、記載のとおりであり、三笠市教育委員会委員として適任と考えますので、御同意くださいますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長(谷津邦夫氏) これより、質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 質疑ないようですから、質疑を終了します。

お諮りします。

本案については、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

本案については、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第31号三笠市教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

この際、しばらく会議を休憩します。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時03分

◎議長(谷津邦夫氏) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第17 議案第32号 三笠市監査委員の選任について

◎議長(谷津邦夫氏) 続いて、日程の17 議案第32号三笠市監査委員の選任についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。

(市長西城賢策氏 登壇)

◎市長(西城賢策氏) 議案第32号三笠市監査委員の選任について、提案説明申し上げます。

三笠市監査委員高橋守氏の平成27年4月30日付任期満了に伴い、その後任者として新たに丸山修一氏を選任するため、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同

意を求めるものであります。

同氏の略歴につきましては、記載のとおりであり、三笠市監査委員として適任と考えますので、御同意くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） これより、質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

お諮りします。

本案については、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

本案については、同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

議案第32号三笠市監査委員の選任については、同意することに決定しました。

◎日程第18 議案第33号 三笠市公平委員会委員の選任について

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の18 議案第33号三笠市公平委員会委員の選任についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 議案第33号三笠市公平委員会委員の選任について、提案説明申し上げます。

三笠市公平委員会委員片桐昇氏から、平成27年3月19日付の辞任の届け出があったことから、その後任者として新たに安達壽氏を選任するため、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同氏の略歴につきましては、記載のとおりであり、三笠市公平委員会委員として適任と考えますので、御同意くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） お諮りします。

本案については質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。本案については質疑、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

議案第 33 号については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第 33 号三笠市公平委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

◎日程第 19 議案第 34 号 議会運営委員会所管事項調査について

◎議長(谷津邦夫氏) 日程の 19 議案第 34 号議会運営委員会所管事項調査についてを議題とします。

本案については、議会運営委員会の正副委員長からの提案にかかわるものであり、文書記載のとおりでありますので、提案説明、質疑及び討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

本案については、提案説明、質疑及び討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

議案第 34 号について、原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第 34 号 議会運営委員会所管事項調査については、原案のとおり可決されました。

以上で、今臨時会に付議された事件は、全て終了しました。

◎閉 会 宣 告

◎議長(谷津邦夫氏) 以上をもちまして、平成 27 年第 1 回三笠市議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 2 時 07 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

臨時議長

議長

署名議員

署名議員